

教育職員免許

教育職員免許の資格を得ようとする者は、その希望する免許の種類に応じて、教育職員免許法に定められている資格条件を取得するよう履修計画をたてなければならない。

1. 本学の学部・学科において取得できる教員免許状の種類は、次の表にあげるとおりである。

学部	学科	教員免許状の種類
現代生活学部	現代家政学科 生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
	食物学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
人間栄養学部	人間栄養学科	栄養教諭一種免許状

2. 教員免許状を取得するためには学士の学位を有していなければならない。

また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭の資格を得ようとする者は、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位数 教員免許状の種類	66条の6に 定める科目	領域及び保育内 容の指導法に関 する科目	教科及び教科の 指導法に関する 科目	教育の基礎的理解 に関する科目等	大学が独自に設 定する科目
幼稚園教諭一種免許状	8	16		21	14
小学校教諭一種免許状	8		30	27	2
中学校教諭一種免許状	8		28	27	4
高等学校教諭一種免許状	8		24	24	12

なお、特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、幼稚園教諭または小学校教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の26単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		免許取得に必要な最低修得単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2
特別支援教育領域に関 する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	16
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
免許状に定められるこ ととなる特別支援教育 領域以外の領域に関す る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	5
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3
合計修得単位		26

なお、上記の単位を修得すれば、所属学科に関わらず免許状の取得が可能である。

ただし、栄養教諭の資格を得ようとする者は、人間栄養学科または食物学科に在籍し、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位数 教員免許状の種類	66条の6に 定める科目	教職に関する科目	栄養に係る教育 に関する科目
栄養教諭一種免許状	8	18	4
栄養教諭二種免許状	8	12	2

3. 当該所要資格を取得するために本学において修得しなければならない科目等は、次のとおりである。

(1)66条の6に定める科目

法規上、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及びデータ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位を修得することが要求されており、本学で修得しなければならない科目は次の表のとおりである。

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目	単位数	授業科目	単位数	
日本国憲法	2	法学入門(日本国憲法)	2	
体育	2	健康スポーツ演習 a 健康スポーツ演習 b 健康スポーツ演習 c 健康スポーツ演習 d 体育講義 体育実技	1 1 2 2 1 1	これら 6 科目より 2 単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	Listening&Speaking1 Listening&Speaking2 Communication English1 Communication English2 フランス語入門 1 フランス語入門 2 ドイツ語入門 1 ドイツ語入門 2 中国語入門 1 中国語入門 2 韓国語入門 1 韓国語入門 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	これら 12 科目より 2 単位選択必修
データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	コンピュータ演習 a コンピュータ演習 b	1 1	2 単位必修

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

法規上、幼稚園教諭一種免許状 21 単位以上、小学校教諭一種免許状 27 単位以上、中学校教諭一種免許状 27 単位以上、高等学校教諭一種免許状 23 単位以上、栄養教諭一種免許状 18 単位以上、栄養教諭二種免許状 12 単位以上を修得することが必要とされており、本学においては次の表のとおり修得しなければならない。

なお、教育の基礎的理解に関する科目等は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないもので、注意すること。

ただし、幼稚園教諭・小学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、児童学科専門科目として開設する科目は、卒業に必要な単位に算入する。

幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
		保育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※		2	
		発達心理学※	2		
		発達臨床心理学※		2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	発達障害の理解と支援※		2		
	特別支援教育論	1			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論※	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	幼児理解の理論及び方法	子どもの理解と援助※	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	初等教育実習指導（幼稚園）	1		
		初等教育実習 A	1		
		初等教育実習 B	3		
	学校体験活動				
	教職実践演習	保育・教職実践演習※	2		

※卒業に必要な単位に算入される科目

小学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※	2		
		発達心理学※		2	
		発達臨床心理学※		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論※	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用の理論と実践	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	初等教育実習指導（小学校）	1		
		初等教育実習C	4		
	学校体験活動				
	教職実践演習	小学校教職実践演習	2		

※卒業に必要な単位数に算入される科目

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用の理論と実践	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導	1		
		教育実習 A		4	中免のみ必修
		教育実習 B		2	高免は、教育実習 A または教育実習 B のいずれか選択必修
	学校体験活動				
	教職実践演習	教職実践演習（中等）	2		

栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育論	2		
		総合的な学習の指導法	1		
		特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	栄養教育実習指導	1		
		栄養教育実習	1		
	教職実践演習	教職実践演習（栄養）	2		

(3)大学が独自に設定する科目

最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加えて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

- 小学校教諭一種免許状 2 単位以上
- 中学校教諭一種免許状 4 単位以上
- 高等学校教諭一種免許状 12 単位以上

最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加えて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

- 幼稚園教諭一種免許状 14 単位以上

(4)教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目

幼稚園教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 6 単位、小学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 8 単位、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 20 単位と本学の対応科目は、以下の表のとおりである。

・幼稚園教諭一種免許状

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を合計 16 単位以上修得しなければならない。ただし、「大学が独自に設定する科目」の 14 単位の中に含むことができる。

・小学校教諭一種免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」を合計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、「大学が独自に設定する科目」の 2 単位の中に含むことができる。

・中学校教諭一種免許状

「大学が独自に設定する科目(4 単位)」と「教科及び教科の指導法に関する科目(28 単位)」の合計 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の 4 単位の中に「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数 27 単位を超えた単位を含むことができる。

・高等学校教諭一種免許状

「大学が独自に設定する科目」(12 単位)と「教科及び教科の指導法に関する科目(28 単位)」の合計 40 単位以上修得しなければ

ばならない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の12単位の中に「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数23単位を超えた単位を含むことができる。

なお、「教科に関する専門的事項」は、免許取得のための単位であると同時に卒業に必要な単位として数えることができる。

幼稚園教諭一種免許状 ※現代生活学部児童学科対応

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科目			授業科目	単位数			
					必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	子どもと健康※	1			20 単位
		人間関係	子どもと人間関係※	1			
		環境	子どもと環境※	1			
		言葉	子どもと言葉※	1			
		表現	子どもと表現※	1			
			子どもと音楽※	1			
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論 A※	1			
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容総論 B※	2			
			健康の指導法※	2			
			人間関係の指導法※	2			
			環境の指導法※	2			
			言葉の指導法※	2			
		表現の指導法※	2				

※卒業に必要な単位数に算入される科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	児童学概論	2			

小学校教諭一種免許状 ※現代生活学部児童学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数	
科目		授業科目	単位数				
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む)	国語科教育※	2		42 単位	
		社会	社会科教育※	2			
		算数	算数科教育※	2			
		理科	理科教育※	2			
		生活	生活科教育※	2			
		音楽	音楽科教育※	2			
			子どもと音楽※	1			
		図画工作	図画工作科教育※	2			
			子どもと造形※	1			
		家庭	家庭科教育※	2			
		体育	体育科教育※	2			
	外国語	外国語科教育※	2				
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	国語科教育法※	2			
		社会	社会科教育法※	2			
		算数	算数科教育法※	2			
		理科	理科教育法※	2			
		生活	生活科教育法※	2			
		音楽	音楽科教育法※	2			
		図画工作	図画工作科教育法※	2			
家庭		家庭科教育法※	2				
体育		体育科教育法※	2				
外国語		外国語科教育法※	2				

※卒業に必要な単位に算入される科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	初等教育演習 A		1		
	初等教育演習 B		1		
	初等教育演習 C		1		
	初等教育演習 D		1		

特別支援学校教諭一種免許状 ※現代生活学部児童学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考	免許取得に必要な最低 修得単位数
科 目	単位数	授業科目	単位数			
			必修	選択		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育総論※	2		27 単位
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	障害の基礎的理解※	2		
			知的障害者の心理・生理・病理※	2		
			肢体不自由者の心理・生理・病理※	2		
			病弱者の心理・生理・病理※	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		特別支援学校教育課程論※	2		
			知的障害者の教育※	2		
			肢体不自由者の教育※	2		
			病弱者の教育※	2		
域に関する科目 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	視覚障害の理解と支援※	1		
			聴覚障害の理解と支援※	1		
			重複障害の理解と支援※	2		
			発達障害の理解と支援※	2		
心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習・実習指導	3		

※卒業に必要な単位数に算入される科目

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(家庭) ※現代生活学部現代家政学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考	免許状取得に必要な最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数				
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学概論	2		家族関係学及び家庭経済学を含む	28 単位	
		家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経済学 家族論 消費者教育 家政学原論 生活設計論 家族支援論 家族と法	2			2 2 2 2 2
		被服学 (被服製作実習を含む。)	衣生活学概論 ファッション造形学	2	2		いずれか2単位 選択必修
			ファッション造形実習 A ファッション造形実習 B		2 2		
		食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食品学概論 食文化論 調理学実習 食物学概論 栄養学概論	2 2	2 2		
		住居学 (製図を含む。[高一])	住生活論 住居学概論	2	2		
		保育学 (実習を含む。[中一]) (実習及び家庭看護を含む。[高一])	保育学 児童学概論 家庭看護	2 2	2		高一種免のみ適用
		家庭電気・家庭機械・情報処理 [高一]	家庭電気・機械・情報処理 コンピュータ概論	2	2		高一種免のみ適用
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
		各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	家庭科教育法 A 家庭科教育法 B 家庭科教育法 C 家庭科教育法 D	2 2 2 2			

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(家庭) ※現代生活学部生活デザイン学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考	免許状取得に必要な最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数				
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む)	家庭経営学概論	2		家族関係学及び家庭経済学を含む	
		被服学 (被服製作実習を含む)	被服学概論	2			
			服飾造形実習 A	2			
			テキスタイル材料学		2		
			テキスタイル加工演習		1		
			衣繊維学		2		
			染色加工学		2		
			被服整理学		2		
和服構成学実習			2				
アパレル設計論		2					
ウィービングデザイン演習 A		2					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	食物学 (栄養学, 食品学及び調理実習を含む)	食科学概論	2			
			基礎調理学実習	2			
		住居学 (製図を含む。[高一])	住居学概論	2			製図を含む
			住居デザイン演習 A		2		
			住居デザイン演習 B		2		
			住生活論		2		
			建築史 A		2		
			住居計画		2		
住宅設計論		2					
保育学 (実習を含む [中一]) (実習及び家庭看護を含む [高一])	保育学	2					
	家庭看護	2			高一種免のみ適用		
家庭電気・機械及び情報処理 [高一]	家庭電気・機械・情報処理 コンピュータ概論	2		2		高一種免のみ適用	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		家庭科教育法 A	2				
		家庭科教育法 B	2				
		家庭科教育法 C	2				
		家庭科教育法 D	2				

28 単位

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(家庭) ※現代生活学部食物学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数			
			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む)	家庭経営学概論	2		家族関係学及び家庭経済学を含む
		被服学 (被服製作実習を含む)	被服学概論 服飾造形実習 A	2 2		
		食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む)	基礎栄養学	2		
			基礎調理学実習	2		
			食品学総論		2	
			食品学各論		2	
			応用栄養学		2	
			食科学概論		2	
			調理学		2	
		応用調理学実習		2		
子どもの食とアレルギー		2				
調理と文化		2				
食品衛生学		2				
食品加工学		2				
住居学 (製図を含む。〔高一〕)	住居学概論 (製図を含む)	2				
保育学 (実習を含む〔中一〕) (実習及び家庭看護を含む〔高一〕)	保育学	2				
	家庭看護	2		高一種免のみ適用		
家庭電気・機械及び情報処理〔高一〕	家庭電気・機械・情報処理 コンピュータ概論	2	2	高一種免のみ適用		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		家庭科教育法 A 家庭科教育法 B 家庭科教育法 C 家庭科教育法 D	2 2 2 2			

28 単位

(5) 栄養に係る教育に関する科目

栄養教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 4 単位と本学の対応科目は、次の表のとおりである。

なお、栄養に係る教育に関する科目は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないので注意すること。

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		免許状取得に必要な最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目に含める必要事項	授業科目名	単位数(必修)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 	学校栄養教育論 I	2	4 単位
	学校栄養教育論 II	2	

栄養教諭二種免許状の法規上の最低修得単位数 2 単位と本学の対応科目は、次の表のとおりである。

なお、栄養に係る教育に関する科目は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないので注意すること。

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		免許状取得に必要な最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目に含める必要事項	授業科目名	単位数(必修)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・ 食に関する指導の方法に関する事項 	学校栄養教育論	2	2 単位

(6)介護等の体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校及び中学校教諭の免許状を得ようとする者は、7日を下らない範囲内において、特別支援学校（盲学校、聾学校、もしくは養護学校）または社会福祉施設等で、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの方々との交流等の体験を行い、その証明を得なければならない。
 なお、「教師論」（児童学科は「教育原理」）及び「教育心理学」の単位を修得した学生について派遣を行う。

(7)教育実習参加(派遣)の基準

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

教育実習に参加する者に対しては、次の世代を担って立つ者を教育するという重大な使命を担っている場だということに鑑み、大学では次の基準の項目以上の項目に該当する者は、教育実習の参加を遠慮願うことになっているので、日頃から努力して自己の研鑽に励むこと。

①判定の時期までの学業成績のGPA（「教育の基礎的理解に関する科目等」を加えたもの）が、次の基準未満の者

取得しようとする免許の種類	判定の時期	GPA
中学校教諭一種免許状	3年次前期終了時	2.00
高等学校教諭一種免許状		
栄養教諭一種免許状	3年次後期終了時	
栄養教諭二種免許状		

なお、上記の基準に満たない場合は、担当教員の指導を受けること。

②判定の時期までに以下の科目を修得出来ていない者

学科	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目、栄養に係る教育に関する科目
現代家政	「教育原理」「教師論」「教育制度論」「特別支援教育論」「教育心理学」「教育課程論」	「家庭科教育法A」「家庭科教育法B」「家庭科教育法C」「家庭経営学概論」「家庭経済学」「生活設計論」「衣生活学概論」「ファッション造形実習AまたはB」「調理学実習」「食物学概論」「住生活論」
生活デザイン		「家庭科教育法A」「家庭科教育法B」「家庭科教育法C」「家庭経営学概論」「被服学概論」「食科学概論」「住居学概論」
食 物		「家庭科教育法A」「家庭科教育法B」「家庭科教育法C」「家庭経営学概論」、「基礎栄養学」、「基礎調理学実習」、「食科学概論」（中一・高一免許）
人間栄養		「学校栄養教育論」（栄養教諭）
		「学校栄養教育論Ⅰ」「学校栄養教育論Ⅱ」

③教職に不適當の者（生活態度の評価）

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状

- 学業修学状況については、教育実習に就く直前の学期までの累積GPAが、2.2以上であることとする。
- 教職科目の単位修得については、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「特別支援教育の基礎的理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、教育実習にあたる直前の学期までに、開講されている必修科目の単位を全て修得していること」を原則とする。
 また、初等教育実習A,B（幼稚園）における「領域及び保育内容の指導法」、初等教育実習C（小学校）における「教科及び教科の指導法に関する科目の指導法」、特別支援学校実習における「特別支援教育の基礎的理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、次のとおりとする。
- ・初等教育実習A、Bについては、それぞれ下記の項を原則とする。
 初等教育実習Aは、実習の直前学期までの累積GPAが上記の条件を満たしていること。
 初等教育実習Bは、幼稚園教諭一種免許状「領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法）」の保育内容総論B、健康の指導法、人間関係の指導法、環境の指導法、言葉の指導法、表現の指導法の単位を修得していること。
- ・初等教育実習Cについては、小学校教諭一種免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法・情報機器及び教材の活用を含む）」の国語科教育法、社会科教育法、算数科教育法、理科教育法、生活科教育法、音楽科教育法、図画工作科教育法、家庭科教育法、体育科教育法、外国語教育法について、全ての単位を修得していることを原則とする。
- ・特別支援学校実習については、特別支援学校教諭一種免許状の「特別支援教育の基礎的理論に関する科目（特別支援教育総論）、特別支援教育領域に関する科目（障害の基礎的理解、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、特別支援学校教育課程論、知的障害者の教育、肢体不自由者の教育、病弱者の教育）、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（視覚障害の理解と支援、聴覚障害の理解と支援、重複障害の理解と支援、発達障害の理解と支援）」について、全ての単位を修得していることを原則とする。